

野幌森林公園の「危険木」伐採問題

おくや・こういち
1946年札幌市生まれ。北海道
大学大学院文学研究科博士課程
修了。現在、札幌学院大学
人文学部教授。環境思想、環
境倫理学専攻。著書に『哲学
的人間学の系譜』梓出版社、
編著に『北海道と環境保護』
札幌学院大学生協など。

奥谷浩一

要旨

野幌森林公園では、三年ほど前から、遊歩道付近の腐朽が進んだ樹木を「危険木」として伐採する計画があり、これまですでに百本以上の樹木が伐採されている。二〇〇三年度は、石狩森林管理署は「管理責任」を根拠に、およそ二百本の「危険木」を伐採する計画を立てて、実行に移そうとしている。しかし、同署の考え方には、公園利用者と自然保護団体との関係にたいする配慮に加えて、遊歩道付近の自然生態系をできるかぎり保全しようとする視点が欠落しているばかりか、遊歩道付近の生物にかんする事前調査もなく、「危険木」の認定基準や伐採方法などについてもきわめて多くの問題点が含まれていると思われる。これらの問題点を検討しながら、「環境の世紀」にふさわしい、市民参加の森林管理の将来的なあり方と「管理責任」から「自己責任」への移行の意味を考える。

(一) 事実経過

二〇〇三年一月二〇日、石狩森林管理署から、私が所属する「フォーラム野幌の森」に「本年度の危険木処理について方向が決まった」との連絡があった。それによれば、同月二二日より、野幌森林公園の遊歩道沿いにある倒壊の恐れのある木について、樹木医に調査を依頼したうえで伐採処理を進めること、伐採の対象となる路線はエゾユズリハ、四季美、志文別の三コースで、一月四日から高所作業車により枯れ枝伐採を行うこと、倒壊の危険のある木については積雪を待って伐採

処理を進めること、以上の三点が骨子であった。そして、一〇月二八日に再び同署から連絡があり、樹木医に診断してもらった結果、今回は枯れ枝処理木三一本、伐倒処理木一九七本の合計二二八本を対象とし、同三一日から上記コースを通行止めにして、処理を進めていきたいとのことであった。つまり、同署はきわめて性急に事を運ぼうとしていたのである。

われわれは同年五月、一昨年同じようにしておよそ九〇本の「危険木」が伐採されたことを承けて、同年もまた伐採計画が持ち上げればなるべく早くわれわれに連絡してほしいこと、そして時間を十分にかけてわれわれと話し合いをもったうえで作業を進めてほしいことを同署に申し入れていたのだが、この申し入れは聞き入れられなかったことがわかった。このあまりにも性急な事態の展開に、現地説明会を要求したところ、一〇月三一日に開催されることになり、同署側から安孫子浩署長、樹木医ほか数名、われわれからは私ほか五名がこれに参加した。署長の説明によれば、万一事故が起こった場合は管理責任を問われるので、樹木医が腐朽率五〇%以上と判断した木を「危険木」とし、できるだけ早く伐採したいとのことであった。同署の態度は、「管理責任」一点ばりのきわめて強硬な姿勢で、できるだけ伐採を避けて自然生態系をできるかぎり残そうというわれわれの要望をほとんど受け入れ余地のない対応であった。そこで、「フォーラム野幌の森」が主催者となって同公園の一般利用者に呼びかけ、一月二二日に現地観察会を行った。参加者は四〇名ほどで、われわれが依頼した樹木医の田積良三氏（北広島市「古木を守る会」代表）が同行し、今回伐

採の対象とされているすべての樹木を見て回った(図1)。田積氏の診断では、今すぐ伐採しなければならぬ危殆木は一本も存在しないということであった。また、北海道自然保護協会の理事会には私がこの件の経過と問題点を報告し、同協会も石狩森林管理署に対する申し入れ書の賛同団体となることを了承した。

そのうえで同月二五日、五十嵐敏文、村野道子、

これが「危険木」?

野幌森林公園
伐採予定地 市民団体が観察会

【江別】石狩森林管理署が野幌森林公園内で、倒木の危険があるとして遊歩道沿いの百九十七本の伐採を計画していることに対して「一方的な伐採は疑問」とする市民団体、フォーラム野幌の森(五十嵐敏文代表)が二十二日、現地観察会を行った。写真。

同団体は「危険との判断は街路樹を基準にして」と思われ、疑問だ。



伐採予定の通知も十月末と遅く、手続きに問題がある」とし、観察会を企画した。

市民四十人が、レンクのリボンがつけられたドマツ、カツラなどを見て回った。

危険木の中には青々と葉を茂らせたものもあり「どろが危険なのかよくわからない」という声も出ていた。

(本間康裕)

図1 北海道新聞 2003年11月23日

田村稔、橋宏の四氏と私の五人が石狩森林管理署を訪れて、北海道自然保護協会を初めとする一五の賛同団体の名を連ねた「申し入れ書」を林野庁長官、北海道森林管理局局長、石狩森林管理署署長宛に提出し、およそ二時間の間意見を交換しあった。ここでもわれわれと石狩森林管理署の意見は平行線をたどった。このなかで明らかになったのは、青森の自然休養林での事故と昨年の支笏湖美笛キャンプ場での死亡事故をきっかけに、危険にきちんと対処するようにとの内部通達が出ていること、そして石狩森林管理署では、今後二、三年かけて、カラマツコースなどの車が入れない路線を含めて、全路線で「危険木」の伐採を計画していることであった。その後、一月六日に北海道森林管理局の森田知博課長ほか数名が現地に来られ、われわれ数名と共に現地を調査しながら話し合いを行う機会をもった。そのさいわれわれは、今回伐採対象となっている樹木のうち九六本については伐採を中止して経過を観察してほしいとの要望を出した。

そして、同月一〇日付けで石狩森林管理署長名で「申し入れ書」にたいする回答があった。それによれば、依然として基本的な姿勢は変えていないものの、これまでの強硬な姿勢にやや変化の兆しが見られ、大径木の保全の可能性の有無について今後打ち合わせを行い、調査方法、伐採時期、そしてわれわれが要求した伐採木検討委員会(仮称)の設置要求についても今後検討したい、そのうえで一月頃に再度現地説明会を開催したいとのことであった。

今回の伐採計画は決して単年度のものではなくて、三年前から継続して行われている計画の一環

である。三年前の前署長の時代にも三一本の「危険木」伐採計画が持ち上がったが、現地観察会などを開催し、われわれの要望を少々取り入れたかたちで、最終的には翌年二、三本を伐採するだけにとどまった。しかし、現署長に交代した二〇〇二年には八五本の「危険木」伐採が計画され、大麻駅前エポアホールで一度説明会がもたれたほか、数度の現地観察会が行われたが、すべての樹木の伐採が強行されるなど、きわめて強硬な姿勢が際立っている。

(一) 伐採の根拠と方法にかんする石狩森林管理署の見解

説明会およびいくつかの現地説明会、現地説明会のさいに手渡された「危険木処理の考え方」と題するビラ、そして申し入れ書を手渡したさいの意見交換で表明された石狩森林管理署の見解は、ほぼ次のように要約されよう。

① 野幌森林公園の位置付けと管理責任

同公園は一九六八年に北海道立森林公園に指定され、翌年には自然休養林に指定された。自然休養林とは、基本的に一切の人為を加えずに自然維持を行う自然保護林とは位置付けが異なって、不特定多数の市民にレクリエーション利用をしてもらう所だから、管理責任母体である石狩森林管理署には市民の安全管理を行う管理責任があり、もしも万が一災害や人身事故が生ずれば当署が管理責任を問われることになる。したがって、同公園の遊歩道から三〇メートルの範囲内の安全確保は必要不可欠な措置である。腐朽の進んだ「危険木」についてはこれまで徹しく対処して来なかったが、遊歩道外の林内には基本的に手をつけられないが、

遊歩道の上記範囲内の「危険木」にかんしては計画的に伐採して、利用者の最低限の安全確保をはかることは当署の義務である。

② 二〇〇一年度からの経過とこの間の状況の変化

二年前から当署は「危険木」になりうる樹木については経過観察を行ってきたが、この間大沢園地で枯損木である二本のトドマツが倒れたことを非常に重視している。大勢の人が入る大沢園地で倒木があったのは異常事態で、たまたまそこに人がいなかったから事なきを得たものの、人がいたら大変なことになっていた。この事件を本当に危ないと思うかどうかの状況認識が自然保護団体の言うことと一番一致しない点である。

さらにこの間、いくつかの事件が起こっていることを無視するわけにはいかない。東北地方では、青森県の自然休養林の遊歩道で直径二〇センチの大枝が落ちて歩行者の足に当たって重傷を負う事件があったし、今年も美笛のキャンプ場で台風による倒木のために死亡者が出るという事故があり、上部から安全管理を徹底するようにとの方針があった。われわれとしては、これを野幌森林公園に適用しなければならぬと考えている。

③ 「危険木」の認定基準と伐採の方法

これは、一〇月三十一日の現地説明会で参加者に配布された、石狩森林管理署の「危険木処理の考え方」と題する簡単なメモに記されている。これによると、「目的」は「林内の歩道・園地の安全を確保する」とあり、「処理対象木」とは「歩道に倒れる可能性のある木で、以下の欠点を持ち、早急に処理が必要と判断されたもの」である。「処理対象木の選定方法」のうちで最も問題を含

んでいるのは、「総合的に腐れ（腐朽率）が五〇%以上のもの」という「危険木」指定の判断基準を示す付記の部分である。同署署長の口頭での説明によると、この基準は一般の都市公園などにおける街路樹の「危険木」判断基準をそのまま適用したものであり、その根拠は腐朽率が五〇%以上進んだ樹木は倒れる危険が非常に強まるからであり、またその認定は同森林管理署が委託した、樹木の専門家である「樹木医」の診断によるとのことであった。そして「伐採の方法」は「根元から伐採する」であるが、根元とは地上三〇センチのことである。

(三) われわれの見解

われわれは、以上に述べた石狩森林管理署による、野幌森林公園内の樹木の管理にかんする基本的な考え方、「危険木」の認定基準、伐採の方法、公園利用者に対する対応の仕方などのいずれの点でも、まったく賛同することができない。その主な理由は、われわれに対する一昨年の降とそれ以前の対応との間に一貫性がないこと、同署の樹木管理にかんする基本的な考え方には、遊歩道付近の自然生態系をできるかぎり保全するという生態学的視点が見られないこと、しかも新しい計画を実施しようとすると間にできるだけ多くの公園利用者や自然保護団体の理解を得るといふ配慮に欠けていること、樹木と公園利用者をもっぱらたんなる管理の対象として見るという旧態依然たる態度に終始していることである。石狩森林管理署の考え方は、生態学的な観点が深く浸透しつつあるだけでなく、「樹木の当事者適格」（注一）さえもが真剣に語られているこの「環境の世紀」にはお

よそふさわしくないものと言わなければならない。その問題点は以下の七点に要約されよう。

① 公園利用者および自然保護団体の理解を得るという観点の希薄さ

すでに述べたように、同署から今回の「危険木」伐採の計画が「フォーラム野幌の森」に通知されたのは一〇月二〇日であり、当初の計画では同月三十一日に通行止めを行い、高所作業車による枯れ枝処理は一月四日以降、「危険木」処理については雪が降り次第進めていきたいとのことであった。われわれが現地説明会の開催を要求したり、抗議行動を起こさなければ、この計画はきわめて迅速に進められたに違いない。同年初冬は記録的な暖かさで、降雪が遅れたのは幸いであったかも知れない。後で述べるように、三年前の二〇〇〇年には、同署が「遊歩道整備計画」の名のもとに、遊歩道に砂利を敷き、水捌けを良くするための側溝を掘り、その工事のための重機を植生に入れてこれを破壊するという業者のやり方を黙認したために、多くの市民・学生の抗議行動を受けて、最終的には当初の計画のかんりの部分を撤回するという事件があり、そして一昨年には「危険木」伐採の問題が生じているのである。

こうした経緯から「フォーラム野幌の森」は昨年五月に、もしまた「危険木」伐採が計画されるようなことがあればできるだけ早い段階で情報提供をお願いしたいとの申し入れを行った。それにもかかわらず、同署はわれわれの申し入れを無視して、降雪が間近に迫ってからわれわれに通知を行っただけで、理解と了解を得るといふ努力を行うこともなく、「危険木」伐採を強行しようとしてきたのである。したがって、同署は野幌森林公

園をめぐるここ数年の一連の事態から、公園利用者および自然保護団体との相互理解なしには、森林管理や伐採計画の実行もうまく立ち行かないことが立証されているにもかかわらず、依然として、これを教訓として生かし、利用者のできるかぎりの理解と了解のもとに森林管理を進めて行くという姿勢に立つことがない。署長が交代するたびに、これまでの教訓が継承されず、またわれわれが同署との間に築き上げてきた関係もまた継承されていかないということも、きわめて残念なことである。同署のこうした態度の根底には、「国有林は林野庁の持ち物であり、国民の利害には関係がない」という考え方がある(注二)に相違ない。

② 自然生態系の保全および「森林と人との共生」という基本的な視点の欠落

野幌森林公園は、法的には自然休養林であって自然保護林ではないにしても、北海道立自然公園である以上、たとえ遊歩道から三〇メートル以内といえども、基本的にはその自然生態系をできるかぎりそのまま保全することを森林管理の基本とすべきである。自然生態系を基本的にはそのまま保全すべきだということは、たとえこの範囲内に腐朽木があっても、そしてたとえ腐朽率が五〇％を超えるとしても、基本的にはそのままにして、人為的な手を加えないということである。もちろん、高齢に達した樹木は、なんらかの自然的な原因によって倒れて、その一生を終える。その樹木が遊歩道三〇メートル以内であれば、人身事故が起きる可能性はまったくないとはいえない。そこでわれわれは、自然生態系の保全と人身事故の回避とのあいだに挟まれて思い悩み、これら両者の間の両立の可能性を模索せざるをえない。しかし、

石狩森林管理署には思い悩むふしがほとんど見られない。腐朽率が五〇％を超える樹木は、万が一にも倒れる可能性があるから、これを全部伐倒してしまうという同署の発想と論理には、自然生態系の保全という大前提が存在しないからである。これでは、「環境の世紀」にふさわしい森林管理とは到底言えないであろう。

林野庁は一九九八年に「国有林野の管理経営にかんする基本計画の概要」を策定して、森づくりの基本的な考え方を木材生産から公益性重視へと転換し、公益性のなかに「森林と人との共生林」を位置付けているが、同署の発想と論理には、林野庁が謳う、こうした森林と人との共生という視点がほとんど欠落していると言わざるをえない。同署は、「ごろ亀さん」こと高橋延清氏の「森林は、いろいろな生物と土地および大気の統一体であり、その構成分子間でたえず相互作用を行って、一つの生活体系(生態系)として動いている有機体(生き物)である」(注三)、また「愛情をもって森林を生き物として取り扱うことが大切である」(注四)という言葉を銘記すべきではないか。

③ 腐朽木または「枯損木」が森林生態系にとつてもつ生態学的意味の無視

われわれが石狩森林管理署に申し入れ書を手渡したさいに行われた議論のなかで、見過ごすことができないのは、「腐朽木を残しておけば、残骸だらけになる」という発言があったことである。この発言は森林景観上の問題を根拠として腐朽木を森林生態系から排除しようとする見解であって、およそ森林生態系にかんするしっかりした生態学的知識をもつ者であれば、こうした発言がいかに不穏当であるかは明らかであろう。言うまでもな

く、土壌中に住むバクテリアや菌類から始まって、植物、動物にいたる生命の共生を基礎として、森林生態系は成立している。とりわけ森林の場合には、生命と生態系のリサイクルにとって落葉や腐朽木または枯死木がはたす意味と役割はきわめて大きい。腐朽木は、多くの昆虫やその幼虫たちに餌と住処を提供し、これが鳥類を初め、多くの森林性動物の餌となり、とりわけ森林生態系の要となるキツキ類などの活動によって樹洞性の動物の巣穴または繁殖場所となり、最終的には菌類やバクテリアによって分解されて土壌の養分となる。自然生態系には本来何ひとつ無駄なものも存在しないのであって、腐朽木や枯死木もまた森林生態系のきわめて重要な構成要素である。腐朽木や枯死木を無用の長物と見なす同署の考え方には、こうした生態学の初歩的知識が欠落していると言わなければならない。

遊歩道付近の腐朽木や枯死木もまた、森林生態系の不可欠の構成要素であるからこそ、そしてそれが遊歩道付近にあるからこそ、森林の生物にかんする生きた教材となり、環境教育の絶好の学習場所となる。しかし、石狩森林管理署のように、腐朽木を根元から三〇センチのところまで伐採すれば、環境学習の絶好の教材が失われることもあり、その好例は図2に明らかである。この伐倒木には、しばしば樹木の根元に巣くうアリを食べるクマゲラの大きな食痕があり、その大きさと遊歩道のすぐ近くにあったことのために、クマゲラと森林生態系の学習にこのうえない素材を提供していたものであるが、このようにして無残にも切り倒されればならない理由はどこにあるのか。たとえ伐採



図2 根元から伐倒されたクマガエラの食痕木

しなければならぬような樹木があったとしても、危険が生じない部分まで残し、樹木の上から少しずつ切つて様子を見るなどの生態学的配慮と方法が講じられてしかるべきであろう。森林生態系にたいする生態学的配慮のきわめて希薄な同署は、森林生態系学習のための教材にたいする配慮をも欠落しているのである。

真の生態学的観点に立つならば、野幌森林公園のような自然公園においても、遊歩道付近を含めて、森林生態系には基本的にはできるかぎり人為的な措置を加えないこと、たとえやむなく人為を加えなくてはならない場合でも、最小限にとどめるべきことが森林管理および森林保護の基本的な指針とならなくてはならないであろう。

④ 遊歩道付近の生物にかんする事前調査の必要性

遊歩道付近の枯死木でさえも森林生態系全体に大きな意味をもつとすれば、「危険木」指定や伐採を行う以前に、遊歩道付近の生物にかんする事前調査を行うことは不可欠である。酪農学園大学学生有志と野幌森林検討会が二月八日付けで石狩森林管理署等に提出した「野幌森林公園における危険木伐採についての質問状」によれば、「今回指定されている木の中に彼ら「キツツキ類」の冬季ねぐら木や採餌木、フクロウの止まり木等が含まれ、彼らの生息にとって重要と思われるエリアが含まれる」とし、「その中にクマガエラやオオアカゲラの秋期から冬期にかけての主に行動圏が含まれる」とのことである。彼らは遊歩道付近で森林生物の定期的な調査観察を行っており、こうしたデータにもとづいてこうした意見を提出している。その内容はきわめて正当であると思われる。

そのうえで、彼らは「今回の危険木判定には街路樹における危険木判定以外に、上記事項などを考慮した自然調査は何か行われたのでしょうか」と質問しているのである。しかし、すでに述べたように、自然生態系にかんする配慮をほとんど欠落して、景観にかんするまったく私的な美的見解から腐朽木や枯死木を公園から排除し、腐朽木と枯死木を「危険木」と見なして即伐採しようとする石狩森林管理署にこうした生態学的な事前調査を行ったふしは見られない。

⑤ 「危険木」の認定とその認定基準の問題

今回の石狩森林管理署の設定した「危険木」の認定基準は、都市公園などの街路樹に適用されているという、腐朽率が五〇%以上というものであり、その理由はこの基準を超えると倒れる危険が

非常に強まるということである。そして、その「危険木」の認定者は、同署が依頼した、樹木の専門家である「樹木医」である。これらのいずれもがきわめて単純であるばかりか、科学的な根拠に裏付けられているとは言い難い。

まず、都市公園などの街路樹の「危険木」指定基準をそのまま自然公園に持ち込むこと自体が問題である。言うまでもなく、都市公園と野幌自然公園とは置かれている自然条件と周囲環境が大いに異なり、後者を前者と同一の基準で測ることはこれらの差異を無視することになる。道立自然公園にはその固有の自然条件に即した独自の基準が立てられるべきである。

さらに腐朽率が五〇%以上という基準自体の諸問題がある。同署長も明言したように、レントゲン撮影をして腐朽率を調べることはできないにもかかわらず、腐朽率が五〇%以上という基準を立てて、これを錦の御旗のように振り回すこと自体に無理がある。つまり、測定しえない基準を基準として立てるといふ矛盾を犯しているからである。もちろん、同署はそのことを知っているから、たった一人の「樹木医」に判断を全面的に委ねるといふことになる。現地説明会のさいにわれわれに同行した樹木医は、木槌で腐朽木の根元や幹を叩いてその音で腐朽率を判断していたが、内部を透視できない以上、樹木医の診断といえども当たっているとはかぎらない。それなのに、こうしたきわめて不確かなプロセスをへて「危険木」と診断された木は、「危険」と診断された以上は、「管理責任」からいってすぐ伐採しなければならぬようにと運命づけられた樹木なのである。つまり「危険木」とは、たとえただちに倒れる危険がなくて

も、「危険木」として認定されるとただちに伐採されるべき木となるのである。そう考えると「危険」の認定がだれもが納得しうる科学的な裏付けがなくてはならないとともに、多くの森林利用者の納得を得られるいやがうえにも慎重なものでなくてはならないのは当然であろう。切るのは最後の手段であり、人間の命と同じく、伐採された樹木は永久にこの世から消えてしまうからである。

ところでこの間、こうした人間の賢しらな浅知恵を嘲笑するような事態が起きた。昨年美笛のキャンプ場で倒れたのは、皮肉にも危険木ではなくて、健全木であった。今年一月一日、台風並の低気圧で札幌圏には風速三四mの猛烈な風雪が吹き荒れた。だが森林公園の「危険木」は、健気にもこの風雪に見事に耐え抜き、風倒木は皆無であった。このことは、これらの樹木が「危険木」では決してなく、「危険木」とは何かの再考を人間に迫っている証しである。

⑥ 「環境の世紀」に必要なのは森林生態系保護の立場に立つ樹木医である

ここでわれわれは、同書の「危険木」判定基準を、例えば樹木医である吉田憲一氏の論文「樹木診断最前線―悩む危険木評価の取り扱い―」（注五）が述べている樹木管理の基本的な考え方、樹木診断の方法とその流れと比較して見よう。同論文は、樹木診断によって危険木と評価された樹木については、これまでは即伐採という傾向が強かったが、最近では安全性を重視する管理者と環境保護にたいする市民の意識の高まりとが交錯しあい、危険木だからといって即伐採というわけにはいかなくなってきているばかりか、樹齢数十年から百年を越える大径木や古木にかんしては「伐採」で

はなくて「保存」の要望が強くなってきているという状況の変化を的確に指摘している。そしてそのうえで、都市の街路樹や公園・緑地の「樹木診断」は次のようにあるべきだと主張する。

まず（イ）容姿診断（衰退度評価）が行われる。これは樹木の地上部分の樹勢度にかんじて行われるもので、その前段階として樹形や枝枯れなどの調査項目について一から四のランクで評価する。次に（ロ）健康診断が行われる。これも、根元の周囲の傷や腐朽の大きさ、進行度にかんじて一から四のランクに分けて評価を行う。そして（ハ）上記の容姿診断と健康診断とを総合して総合評価を行う。これは、両方の評価を比較して、どちらかの高い方（より危険な方）を採用して、（一）健全、（二）やや注意、（三）要注意、（四）危険の四ランクに分類される。容姿診断と健康診断のランク付けで四に該当するものが「危険木」評価を受ける。ここで実際に「危険木」を伐採する必要があるかどうかの岐路に立たされ、樹木医は「悩む」ことになる。そこで、上記（イ）と（ロ）にもとづいて危険度をさらに八ランクに分け、それぞれの樹木の状況に適合した処置方法が提唱されている。

つまり、ほとんど悩むことのない石狩森林管理署と大きく異なって、「危険木」評価Ⅱ伐採とはならないのであって、さらに先がある。「危険木」評価を受けた樹木は、さらに再チェックが行われ、主幹の傾斜角度（二〇度以上）、木材腐朽菌の有無、範囲、度合、主幹のひび割れの有無、推定倒木方向の状況（園路、歩道、道路、民家倒の有無、通行者・車両の頻度等）の四点から検討される。さらにこの「危険評価木」は、樹勢や傷・腐朽の

部位・範囲、立地条件などを総合的に考慮して、それぞれの樹木に適合した処置方法が講じられる。腐朽部の除去や根元周囲の土壌改良、病虫害枝の切除などの樹勢回復処置を行い、枯れ枝や幹を部分的に切断したりワイヤー掛け等を行って、倒木危険回避を図ったうえで、保存されるものもある。危険度がかかなり高くて、空洞、傷・腐朽は大きい樹勢の旺盛なものと同様、伐採が必ずしも優先とはならず、倒木危険回避や樹勢回復などの措置が取られることで保存される場合もある。つまり、伐採は最後の手段なのである。

同論文は、環境保護と大径木・古木保存という新しい状況の変化を考慮しながら、たとえ危険木評価を受けた樹木でも、ただちに伐採するという安易な方法をとるのではなく、倒木危険回避や樹勢回復などの措置を講じたうえで、三〜五年の経過観察を行い、そのうえで再度診断を行ってからも伐採は遅くはないと述べて、こうしたやり方をとる方が市民にたいする有効な啓蒙普及となることを指摘している。こうした樹木診断と危険木評価のやり方は、基本的な発想と考え方との点で石狩森林管理署のそれとは対照的であり、自然保護の立場に立つとともにきわめて用意周到であって、大きな説得力をもつといえよう。こうした考え方にもとづく樹木診断、危険木の評価、危険木の処置は、都市・公園の街路樹を念頭に置いたものであって、野幌森林公園のような場所にはただちに適用できないにしても、今後の新しい森林の管理と保護の在り方を示唆するものとして、大いに参考になると思われる。石狩森林管理署もこうした考え方と診断・処置の方法を参考にすべきである。「環境の世紀」がわれわれに要求しているのは、

基本的に森林生態系保護の立場に立ち、吉田論文が指摘することを実践しうるような樹木医なのである。

⑦ 伐採だけが唯一の手段ではなく、さまざまな保存方法を検討すべきである

すでに述べたように、たとえ枯死して倒木の危険が考えられる木であっても、たとえ真正証明の危険木であっても、われわれの考えによれば、それが全体としての森林生態系のかげがえのない構成員である以上は、伐採はあくまでも最後の手段でなければならぬ。吉田憲一論文と田積良三氏が指摘するように、都市の街路樹の場合、倒木の危険がある古木については、枯れ枝や幹を部分的に切断して危険がないように倒木の方向を変更したり、ワイヤーがけを行ったり、支柱を作ったり



図3 「危険木」指定第6番のカツラ

えたり、あるいは場合によっては遊歩道に迂回などの変更を行って危険を回避するなどのさまざまな方法が可能である。また、頭上注意または通行注意などの張り紙を張って、歩行者の注意を喚起するなど、きめ細かい対策も必要になる。とりわけ、志文別コースと四季美コースの分岐点には「危険木」指定された三本の木があり、これを一遍に伐採してしまえば景観が大きく変わってしまうことは必至である。こうした場所にかんしては、遊歩道を迂回させるなどの特別な工夫をして、景観の保存にも配慮することが必要である。そして、「危険木」第一二番の直径九八㎝、推定樹齢三百年のハルニレのような象徴的な古木についても、単純な伐採以外の方法を観知を集めて検討すべきである。仮に伐採するしか方法がない危険木があるとしても、伐採する部分ではできるだけ上部の最小限の箇所止めて、後は様子を経過観察して今後の措置を検討するなど、さまざまな工夫をこらした慎重な方法がこれからの森林管理には求められていると思われてならない。伐採以外のこうした賢明で周到な方法の検討こそ、石狩森林管理署の「管理責任」となるべきであろう。

石狩森林管理署は、当初は「危険木」即伐採の一点張りであり、そのやり方の問題点は、例えば図3の「危険木」第六番や三三番を初めとする何本かのカツラの木の伐採の仕方に端的に現れている。カツラの木は複数の幹によって構成される樹種であるが、図3のこの第六番の場合は、中央の最も太い幹が枯死して倒木の危険があるという理由で、伐採対象となっている。同署の説明によれば、遊歩道から見て右の二本の幹を残して残りはすべて伐採するが、その理由は業者に伐採を委託

しているもので、基本的にその業者に伐採の方法が任されることになり、業者から見て技術的に不可能なこと、中央の枯損木だけを選んで伐採するというようなことは要求できないということであった。われわれはここでも、石狩森林管理署が基本的に森林生態系を守るという立場に立っていないこと、そしてたとえやむなく伐採しなければならぬような場合でも、伐採が森林生態系に与える負荷を最小限にとどめるという立場に立っていないことを指摘して、例えば周囲をワイヤーで囲って中央部の倒木だけを防いで残りの幹は少しでも多く残すような処置を取るべきだと要求した。しかし、この要求に対する同署の返答は、並木の場合はお金をかけて一本一本に予算をつけてやれば保存できるが、野幌森林公園の場合はそんなことはできないということであった。しかし、吉田憲一氏も言うように、「危険木」に対する過剰な対応は、むしろ新たに不必要な仕事を生み出すことになり、長期的に見ればコスト高になる危険性が高い(注六)ことをも考慮すべきであった。伐採に必要な人件費と樹木の保存にかかる費用との関係については、後者が金がかかるというように単純な考え方をするのはなく、もっと綿密で周到な検討を行うべきである。

したがって、自然生態系の保全のためには業者も技術レベルをアップしなければならぬし、また入札のさいには技術的な諸条件をあらかじめつけて行い、環境保全にかんする技術力をもった業者を選定して、これを適切に監督することがどうしても必要になる。自然公園内で危険木に支柱やワイヤーをかけるなどの措置を取ることにかんしては、われわれ自然保護関係者の内部でも、自然

公園である以上は自然のままにしておくべきだと
の反対意見があり、現段階では必ずしも意見がま
とまっているとはいえない。しかし、たとえ倒木
の危険が高い木であっても伐採は最後の手段であ
るとの共通認識から、われわれができるかぎりの
叡知を集めて、元の自然生態系をできるかぎり保
存するために、あらゆる手段と方法を検討するこ
とはどうしても必要である。管理側にも自然保護
団体および利用者側にも、人身事故の危険回避と
森林生態系の保全との両立を計るための慎重で綿
密な検討が求められている時代が到来している
と言べきであろう。

(四) 森林管理の将来のあり方に向けて

これまで検討してきたように、遊歩道付近の枯
死木または枯損木にかんする石狩森林管理署の考
え方は、「危険木」と評価された樹木はすぐ伐採
するとうい従来の考え方をそのまま踏襲するきわ
めて古臭いものであり、「環境の世紀」を迎えて
いる現在では、次に述べるいくつかの点でもはや
時代の流れに適合しないものだと言わざるをえな
い。

ところで、林野庁は国有林の管理経営を、従来
の林産物供給という視点から公益的機能の重視へ
と、すなわち国土保全と「森林と人との共生林」
の方向へと転換し始めている。北海道でも、最近
「道有林基本計画」を策定し、道有林をできるだけ
自然保護林として保全していこう方針を打ち出
している。つまり、水源涵養と山地災害防止を目
的とする水土保安林だけでなく、保健文化機能と
生活環境保全機能を持ち、生物多様性の維持・回
復と快適な森林環境の保全・創出とを積極的に位

置付けていこうというのである。そして、この計
画のなかには「道民全体に支えられた森林の整備・
管理の推進」と「道民の合意形成の推進」もまた
はつきりと謳われている(注七)。野幌森林公園
の八〇%を占める国有林においてもまた、将来的
にはこのような方向に、すなわち自然休養生から
自然保護林への転換、そして「市民参加」型の森
林管理の方向へと進むべきであろう。

また、二〇〇三年一月一二日の北海道新聞記
事によれば、札幌市は豊平公園の樹林管理計画の
策定作業に着手し、老木が目立ったり枝葉が茂っ
て暗くなるなどしてきたために、住民の意見を取
り入れながら樹木の維
持や伐採にかんする管
理計画を作るとい
う。市が管理する公園でこ
うした問題について市
民の声を聞くのは初め
てのこと、地域住民
の意見を反映させるた
めに三回のワークショップ
を開催するほか、樹
木医や大学教授など有
識者からなる検討会も
二回開かれることになっ
ているそうである。こ
の問題にかんしては、
おそらく札幌市側と地
域住民との間にこれま
でさまざまな複雑な経
緯があったに違いない
が、ともかくも樹木管

野幌森林公園

遊歩道の砂利敷設中止

石狩森林管理署 整備縮小案を提示

理にかんしてこうした市民参加の形態の新たな追
求と第三者の有識者を交えた検討の試みはやはり、
将来的な官と市民との共同による樹木管理に向け
て第一歩を踏み出したものとして、きわめて大き
な意義をもつと思われる。

石狩森林管理署が主張する「管理責任」は、遊
歩道の危険回避の責任もまたすべて同署にあると
いう、責任をいけば官僚が丸抱えするという発想
にもとづくものであるが、しかし、こうした発想
はいくつかの方向から大きなほころびを露呈して
いるように思われる。

具体的な事例をあげよう。すでに述べたように、

「別」道立自然公園野幌森林公園内の整備事業により植生が破壊されているとして江別市内の自然保
護グループが工事中止を求めた問題で、石狩森林管理署は昨日、同公園内で開いた説明会で、「環境
保全に対する配慮が欠けていた」とし、遊歩道整備の中止と砂利敷設を含む工事の縮小案を示した。保護
グループは縮小案を基本的に了承した。

同整備事業は昨年度始ま
った「野幌地区自然環境保
全整備」五年計画の一
環で、石狩森林管理署は九
月下旬から公園内の林道、
遊歩道の計三・八キロを
入れ、砂利を敷き詰めた
り、林道の側溝を整理事
を進めていた。

説明会には、酪農園大
百七十名のうち五十名が
出席した。

同森林管理署は、保護団
体が最も強く反対する公園
内の遊歩道「エフマツコ
ース」への砂利敷設につ
いて、計画していた延長六
百七十名のうち五十名が
出席した。

同研究会や道自然保護協
会などは「整備期前便
利作業は緊急を要す」と
して計画縮小案を基本的に
了承。請負業者にも施工
の監視強化や利用者への備
報公開、公園整備への市民
参加などを要請した。

図4 北海道新聞 2000年11月6日

三年前に野幌森林公園の「遊歩道整備計画」が実施されたさい、業者は側溝を掘った後の残土を遊歩道外に大量に投げ捨て、砂利の堆積場を作った大沢園地を初めとする植生を破壊しただけでなく、重機によってレッドデータブックに記載されている希少植物を踏みつぶすなどの自然植生にたいする破壊行為を行ったのだが、この時これをいち早く発見して通報したのは、われわれ公園利用者と酪農学園大学野生動物生態研究会の学生たちであった。

森林生態系を保全する責任を負うはずの石狩森林管理署は、結果として業者にたいする監督責任を怠ったのである。同署は、説明会でわれわれが行った抗議と要求を受け入れ、桂コースと大沢コースは砂利敷設と側溝掘削の工事の規模を縮小したほか、エゾマツコースも木道の規模を縮小し、丸太階段と敷設済みの二九〇mの砂利道以外も中止した(図4)。そして特筆すべきは、エゾマツコースに敷設された砂利を撤去したが、市民と上記学生たちの人力による手作業であったことである(注八)。とりわけ学生たちの働きは称賛に値するものであった。彼らは、そんな作業は同署に任せるべきだと一部の声をはねのけて、こうした作業に参加することで初めて、森林管理の理想的な在り方である市民参加の形態に近づけるのだという熱い思いのもとに、雪が降りしきる寒いなかでの手作業を翌春までかかってやり終えたのであった。

この事件は何を教訓として残したのか。それは、石狩森林管理署だけでは森林生態系を保全するための「管理責任」を果たすことができないということ、そして、だからこそ同署は利用者や森林保護に関心をもち市民と協力して初めて、つまり森

林管理に何らかの形態の市民参加を受け入れることによって初めて、森林生態系を保全するという責任を全うできるということであろう。森林公園の保全という事業は、官と民、すなわち公園利用者および自然保護団体との相互協力によって初めて十全なものになりうるのである。

もしも「管理責任」に、倒木の危険回避だけではなく、森林生態系の十全な保全と維持が組み込まれるとすれば、そして、自然公園である以上、たとえ遊歩道付近といえども自然生態系が人為を加えられることなくそのままに保存されねばならないとすれば、さらに森林の維持と管理に公園利用者や市民の参加協力が不可欠であるとすれば、従来の官僚丸抱えの「管理責任」から何らかの私たちでの「自己責任」へと移行していくことが将来の課題とならざるをえないであろう。われわれは、登山のために入山する時には「自己責任」をすべて負うが、自然公園においてはいかなる諸条件が整備されればこうした形態に近づくことができるのか、大いに検討する必要がある。そして、国立公園内には一切人為的な手を加えず、たとえ野火が発生してもそのままにしておくというようなアメリカ型の、「自己責任」を基本とする森林管理を見据えながら、「環境の世紀」にふさわしい森林管理の新しいあり方を模索すべきであろう。

この作業は例えば、我が国では国有林の管理法のほとんどが、農林水産大臣によって作られ行政組織の内部でのみ通用する訓令によって定められているというような、国民と国会が国有林の管理に与できないシステムになっている現状を打破する国民的運動と結合させていく必要がある。そしてこの運動はさらに、例えば、有力政治家の

圧力を受けやすい林野庁の体質、大規模林道の工事推進母体である「緑資源機構」の現理事長が元林野庁長官の天下りであるということに代表される、官僚と半官半民的组织のたれ合いという日本的な構造的体質全体を変革する運動とも連動させなければならぬであろう。

(二〇〇四年一月二日記)

注

- (一) ストーン「樹木の当事者適格」(『現代思想』青土社、一九九〇年一月号)を参照。
 - (二) 島山武道・大塚直・北村喜宣「環境法入門」日経文庫、一三八頁。
 - (三) 高橋延清「どろ亀さん、最後のはなし」新思索社、二二八頁。
 - (四) 同右書、二九〇頁。
 - (五) 吉田憲一「樹木診断最前線―悩む危険木評価の取り扱い―」(『北方林業』二〇〇三年、Vol. 55、No. 11)を参照。
 - (六) 同右論文、七頁。
 - (七) 「道有林の森づくり―道有林基本計画」(北海道水産林務部森林環境室道有林課)を参照。
 - (八) 『二〇〇〇年度年間報告書・夢食』酪農学園大学野生動物生態研究会、二七六頁以下を参照。
- 〔追記〕その後、石狩森林管理署は再調査のうえ、一月二五日、再度現地説明会と意見交換会を開催し、「危険木」のリストから三四本(保残木三〇本、枝処理木四本)をはずすことを提案して、これまでの態度をやや軟化させた。これに対してわれわれはさらに八本の樹木を残すよう交渉中である。〕